

3/31 中央労働委員会審問にて 松井証人が堂々と力強く証言！

2019年9月東京都労働委員会より『組合員が私傷病を理由として年休を取得する際の診断書の取り扱いについて団体交渉の申し入れがあった場合には、速やかにこれに応じなければならない。』との組合側勝利命令を不服とした会社は、中央労働委員会に再審査を申立てていました。

3月31日、中央労働委員会において証人審問が開催されました。松井証人への主尋問は、最初にビニールカーテンに囲まれた証言台での「宣誓」からでした。組合側弁護士役は、分会板倉委員長と山口書記長が担当しました。まずは、山口書記長の淡々と滑らかな口調での質問からスタート。

松井証人は、まず、証人として出てこない根岸元交検科長との会話について証言しました。現在は、SMT所長に就いている根岸所長に「証人として自分との当時の会話を包み隠さず言って欲しい」と直接伝えていた事。年休簿について「年休簿には当時は事由を書くように言われていたが、自分は書かなかつた。そこに自分の筆跡ではない事由が記載されていた事実」「一昨年前からは何の説明もなく事由欄は任意と変更された事」。都労委では、当時の人事部勤労課松本証人は、「時季指定は勤務割で成立する。それまでは仮の申し込みだ」と言っているが「年休簿に仮の申し込みなどということは書いてないし、聞いたこともありません。」と証言しました。主尋問後は、会社代理人弁護士からの反対尋問です。反対尋問にも余裕での対応でした。



松井証人は「根岸元科長が証人として証言しないのはおかしい。証言されたら何か会社としてまずいことがあるのでは？と思わざるをえない。」「年休は欠勤ではない！会社は、年休と欠勤の違いをハッキリさせるべきだ！」と力強く証言し訴えました。

今回の審問で中労委は結審となり、最終陳述書を提出だけとなりました。